

大学図書館における個人情報・プライバシー保護

—2005年度私立大学図書館協会西地区部会総会講演報告—

山口 真也

1. 調査・研究の目的

2005年6月17日、沖縄国際大学において、「2005年度私立大学図書館協会西地区部会総会」が開催された。筆者は、総会2日目の講演会に招かれ、「大学図書館と個人情報・プライバシー保護」という題目の下で研究発表を行った。講演では、西地区(愛知県以西)の私立大学図書館に対するアンケート調査をもとに¹、2005年4月より本格施行された個人情報保護法と私立大学図書館の関わりについて、特に貸出記録の取り扱いに関する現状を明らかにすると共に、今後の課題を考察した。本稿では、講演内容をまとめるとともに、県内大学図書館の課題について若干の考察を加えてみたい。

2. 調査結果

図書館は利用者に関する情報の一つとして、誰がなにを借りた(読んだ)のかを示す情報(貸出記録)を管理している。これらの貸出記録は、個人の思想や主義、趣味や興味関心が反映されることから、非常にレベルの高い個人情報と考えられている。当然、これらの情報についても、個人情報保護法の義務と理念に従って、慎重に取り扱われなければならないはずである。各大学図書館における貸出記録の取り扱いについて、その現状と問題点を考察してみよう。

2.1 貸出記録の消去・保有状況とその妥当性

個人情報保護を前提とする貸出記録の取り扱いについては、日本図書館協会が1984年に発表した「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う

個人情報の保護に関する基準」において説明されている。基準によると、図書館が貸出記録を利用者から取得する目的は、利用者を管理するためではなく、資料を管理すること(公共物である資料の所在を把握し、責任の所在を明らかにすること)に限定されるべきであると考えられている。よって、資料が無事に返却されたことが確認された時点で、図書館が貸出記録を保有する意味は消滅することになる。一方で、個人情報というものは、それが保有され続ける限り、「目的外に流用されたり、外部に漏らされたり」する可能性がある。とすれば、用途を終えた情報をいつまでも抱え込み、いたずらに義務に縛られることはまったく無意味なことであり、利用者にとっても、自らの貸出記録がいつまでも図書館内に残存し、その情報がいつ外部に流出するか、目的外に使用されるか分からない状況では、自由に、安心して読書を楽しむことができなくなってしまう。よって、貸出記録というものは、「資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない」のである。

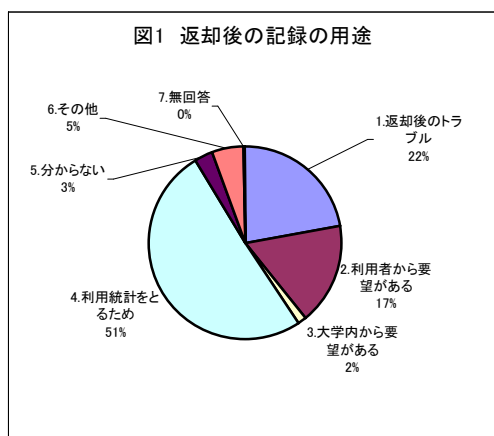
アンケート調査では、第一の質問として、利用者個人の貸出記録が資料の返却時に(または返却後すみやかに)返却されているかどうか、ということ进行调查した。その結果、「返却時に個人の貸出記録を(完全に)消去している」と回答した図書館は22館であった。その割合は全体の11%と非常に小さく、大多数の図書館は、資料が返却された後も、個人の貸出記録を何らかの方法で保有し続けていることが分かる。

以上のように、「貸出記録を返却時に消去する」という日本図書館協会の基準は、私立大学図書館ではほとんど定着していない。個人情報

¹ 加盟館241、回答館198、回収率82.2%

である貸出記録を取り扱う上で、用途を終えた記録を消去することは当然であると思われるが、なぜ私立大学図書館は返却後も貸出記録を保有しているのだろうか。そして、その目的に妥当性はあるのだろうか。

アンケート調査では、貸出記録を保有する目的を列挙し、選択肢に丸をつけてもらうという方法で回答を得ている。図1から分かるように、回答の過半数(130館)は「システム的设计上、利用統計をとるために、個人の貸出記録を残しておくなければならない」という意見であった。



大学図書館の統計は一般的に、学年別、学部学科別、男女別の貸出冊数を集計するものであり、個人ごとに読書傾向や冊数を集計するものではない。とすれば、個人の貸出記録を返却時に消去して、全体の利用状況だけを吸い上げるような貸出システムを構築することも不可能ではない。実際に、返却時に貸出記録を消去すると回答した大学図書館もこうしたシステムを利用しているのだろう。回答欄の自由記述では、「個人の記録を消去すれば全体の記録も消去されてしまうのでやむをえない」といった回答が多くみられたが、このことは、システムを変更すれば、個人の貸出記録を消去できるということでもある。大学図書館向けの貸出システムを担当する業者に確認したところ、150万円～200万円程度でシステムの変更は可能であるという

2。「利用統計をとるため」という理由は、積極的に貸出記録を残しておくなければならない理由にはならないと思われる。

「返却後のトラブルに対応するため」という回答も57館(22%)にのぼった。トラブルの内容については自由記入としたが、「利用者による返本主張の際の証拠としての利用」、「資料の汚損破損や付属資料の紛失への事後対応」が過半数を越えている。しかし、資料の汚損破損状況は、返却時にチェックすれば済むであろうし、仮に返却時にチェックできない状況があるとしても、資料は館内で破損されたり、汚損されたりすることもある。事後にいくら貸出データを遡ってチェックしたとしても、最終帯出者が資料を汚損、破損したという証拠にはならない。また、最終帯出者が「以前から汚れていた」と言えばそれまでであり、いくらでも言い逃れることは可能である。トラブルへの対応という理由についても、やはり貸出記録を保有する絶対的な理由にはならないように思われる。

「利用者(学生)からの要望」を挙げたのは43館(17%)であった。自由記入によると、「自分の借りた本のリストを欲しい」「何月頃借りた本の書名が分からないので教えてほしい」といった要望が利用者からあるということだが、こうした要望への対応を、図書館サービスの一つとして実施する必要は果たしてあるのだろうか。そもそも、読書の記録というものは、個人が読書ノートや日記帳の隅に書き記せばすむことであり、大学生であればそうした能力は既に身に付いているはずである。目的外利用や外部流出など、貸出記録を保有することによる危険性をふまえてもなお、利用者の要望に応える必然性は低いとも考えられる。貸出記録が残っていなければ、「残っていません」と言ってしまう程度の理

² 2005年3月23日にメールにてシステム担当者にアンケートを送付、4月28日に回答メールあり。

由ではないだろうか。「その他」の理由も含めて、記録が残っていればいくらかの利用価値はあるとしても、合理的、積極的な理由にはならないように思われる。

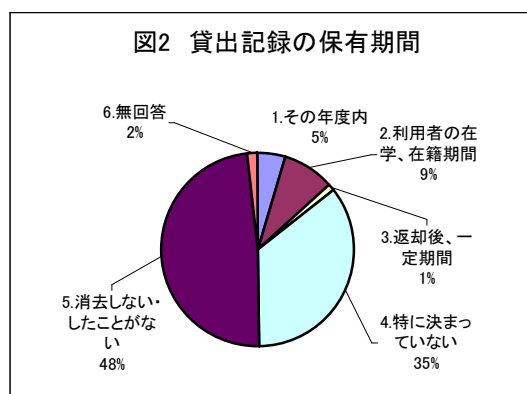
2.2 貸出記録の保有期間とその妥当性

以上のように、貸出記録を保有する理由には、妥当性がないと感ぜられるものが少なくない。しかし、仮に利用者個人の貸出記録を返却後も保有し続ける確かな理由や、やむを得ない事情があるとするれば、次に問題となることは、貸出記録の保有期間である。上述のように、個人情報というものは、その用途を終えた時点で、本人に返すか、確実な方法で廃棄するのが望ましいと言われている。例えば、利用統計処理のために貸出記録を保有するのならば、当然、統計処理が終わった時点ですみやかに、かつ確実な手段で消去するべきであろう。

アンケート調査では、貸出記録の保有期間について確認している。最も多かった回答は「消去しない(したことがない)」であり(48%)、約半数の大学において、個人情報である貸出記録が半永久的にコンピュータ内に残されている現状が明らかとなる。さらに、この回答に「消去はするが、時期は決まっていない(不定期である)」とする回答を加えれば、全体の8割を超えることになる(83%)。貸出記録の保有期間というものが、多くの大学図書館において議論されてこなかった現実がみえてくる。

さらにこの結果を、2.2の理由と照らし合わせてみると、「利用統計をとるため」を単独回答した74館のうち、統計処理までの期間を厳密に決めていると思われるのは、「年度内」と回答した5館のみとなっており、他の回答の多くは、「決まっていない」「消去しない」と回答していることも分かる。また、「利用者からの求めがある」と単独回答した図書館についてもほぼ同じ結果であり、現在の大学図書館では、利用目的

に見合った保有期間が検討されていないと言うことができる。



2.3 貸出記録の管理方法とその問題点

調査結果から分かるように、私立大学図書館の大多数において、貸出記録は返却時には消去されていない。筆者としては、貸出記録を保有する理由には妥当性は感じられなかったが、貸出記録を大学図書館が保有する限りは、機密性、完全性、可用性などの面から、その安全管理に厳重な注意が払われなければならないはずである。アンケート調査では、安全管理対策として、代表的な方法を例示し、該当するものに丸をつけてもらうこととした。

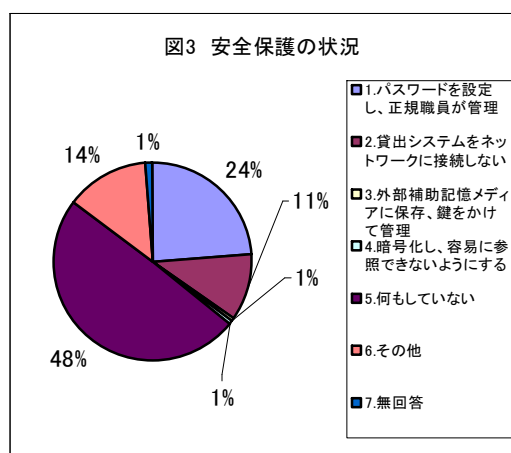


図3はその結果をまとめたものであるが、「今のところ何もしていない」という回答が約半数(48%)を占めるといった意外な結果となった。一方、「パスワードの設定」については1/4の大学

図書館が選択しているが、この項目のみを選択するケースも多く、複合的な対策が講じられていない状況も見えてくる。例示した項目は、ネットワークからの遮断や暗号化、外部メディアへの保存など、企業においてごく一般的に導入されている個人情報保護対策である。こうした対策さえも十分に行われていない状況は、やはり問題が大きいと言わざるをえないだろう。

2.4 業務委託先への監督状況とその問題点

個人情報保護法では、22条において「委託先の監督」に関する義務が明記されている。私立大学図書館の多くは、図書館関連企業に貸出システムの開発と導入後のメンテナンスを一部依頼していると思われるが、当然、個人情報を管理する事業者の責任として、メンテナンス業者が貸出記録を安易に扱わないように、指導、監督する義務を負うことになる。

表1は、委託先への監督状況を調査した結果である。ここでも、一般的な監督指導方法を例示して選択を求めたが、「何もしていない」とする回答が全体の4割(94館)を占めており、個人情報保護に対する意識がまだまだ低いということが分かる。個人情報保護の対策として一般的と言われる「委託契約書」への守秘義務やペナルティの明記もほとんどの図書館で行われておらず、対策が遅れていることが分かる。

よく言われるように、デジタルネットワーク社会では、いったん流出した情報は、それが大量の情報であっても一瞬にしてコピーされ、しかも世界中に広がっていく恐れが指摘されている。つまり、個人情報が流出すれば、その被害はとどまるところ知らず、しかも一生涯、その被害を本人に与え続ける可能性も否定できない。各大学図書館は、貸出記録などの個人情報を取り扱う委託先業者に対して、十分な指導、監督ができるように対策を講じる必要がある。

表1 マンテナンス業者の監督方法について(複数回答可)

選択肢	回答数	比率(%)
1.委託契約書に義務やペナルティを明記	31	13.7
2.貸出記録を参照できる権限を与えない	13	5.7
3.正規職員の許可の下でメンテナンスを行う	40	17.6
4.メンテナンスは正規職員の監視下で行う	41	18.1
5.一定のレベルに達した場合は報酬を与える	0	0.0
6.何もしていない	94	41.4
7.その他	4	1.8
8.無回答	4	1.8
9.メンテナンス業務を外部委託していない	5	2.2

3. 今後の課題

以上、本稿では、大学図書館における貸出記録の取り扱いについて、個人情報保護という観点から、その望ましい管理方法を考察してきた。本講演の考察対象は、システムの内部にある「貸出記録」であったが、利用者個人の読書記録というものはコンピュータ内部に残されるだけではない。読書記録は、複写申込用紙にも残されるし、レファレンス記録やAV資料閲覧申し込み用紙にも残される。また、学外者用の来館者名簿の中に、利用する資料名やジャンルなどを記載する欄が設けられていることもある。

筆者は2001年3月に沖縄県内の9つの大学図書館を訪問し³、個人情報保護の状況を観察したことがあったが、コピー機の脇に利用者の氏名や住所、電話番号までもが記された複写申込用紙が放置されていたり、利用する資料名が記載された来館者名簿が入りロゲート脇に無造作に置かれている図書館がいくつかあった。この他にも、ある図書館では、OPACを利用すると、研究室貸出の資料について、「貸出先」として研

³ 沖縄キリスト教短期大学図書館(当時)、沖縄県立看護大学、沖縄県立芸術大学附属図書、沖縄女子短期大学図書館、沖縄大学図書館、沖縄国際大学図書館、名桜大学附属図書館、琉球大学附属図書館、琉球大学附属図書館医学部分館

研究室名(教員個人名)が表示されるケースも確認された。少しずつ改善されてはいるが、現在もまだ一部の大学図書館においてこうした状況がないわけではない。

個人情報保護法の施行は、これまでの大学図書館サービスを見直すための好機であると筆者は考えている。今回の研究が、県内、さらに全国の大学図書館において、利用者のプライバシー保護、個人情報保護を前提としたサービスを確立するための一助となることを願っている。

謝辞 本研究では、私立大学図書館協会西地区部会に加盟する198館に調査のご協力をいただいた。加盟館の皆様には、この場を借りて、感謝の意を伝えたい。(2005年10月1日)